

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
審査等の業務受託基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）が、資金提供者の意向に従い、資金提供先の公募、審査、採択等の業務を資金提供者に代わって行う事業（以下「受託事業」という。）に関して、業務を受託する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、当財団が公益組織または公的機関から受託して実施するすべての受託事業に適用される。

2 前項の公益組織とは、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、職業訓練法人、宗教法人、特定非営利活動法人等、営利を目的とせず、かつ公益を目的とする団体をいう。

(受託事業の選定)

第3条 受託事業の範囲、助成内容、募集の方法は、資金提供者と協議の上決定する。

2 資金提供者との協議結果は理事会に提出され、理事会は受託の可否を決定する。

(助成案件の審査)

第4条 審査業務を受託した場合、審査会の設置、運営については、当財団の「助成金審査会規程」を、資金の受入及び情報公開については、本財団の「寄付金取扱規程」をそれぞれ準用する。

(資金の交付)

第5条 資金の交付方法については、原則として資金提供者から直接資金提供先へ交付するものとする。

2 公的機関から業務を受託した場合には、当財団の口座を経由して資金を交付することもできる。その場合、当財団においては、当該資金を他の資金と混在することがないように区分して管理する。

(改定)

第6条 本基準の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規定は、2020年3月9日から施行する。